

卸電力取引所の業務規程変更認可申請について

(趣旨)

一般社団法人日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、電気事業法第 99 条第 1 項後段の規定により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。

卸電力取引所の業務規程変更認可申請については、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定により、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされているところ、令和 2 年 3 月 18 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われたため、卸電力取引所の業務規程変更認可申請についてご審査をお願いしたい。

主なポイント

○ 卸電力取引所の業務規程変更認可申請に係る審査について

非化石価値取引市場において非 FIT 非化石価値が取引開始されることに伴い、卸電力取引所の業務規程を変更する必要があるため、令和 2 年 2 月 21 日に卸電力取引所から経済産業大臣に対し、業務規程変更認可申請が行われた。

卸電力取引所の業務規程変更申請については、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定により、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされているところ、令和 2 年 3 月 18 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われた。このため、今回は、経済産業大臣から意見照会のあった卸電力取引所の業務規程変更認可申請について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」への適合性のご審査をお願いしたい。

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（関係部分のみ抜粋）

（４６）第９９条第１項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可

第９９条第１項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第３項に基づき施行規則第１３２条の６に適合することとする。

① 施行規則第１３２条の５第１号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ スポット市場及び一時間前市場のうち、少なくとも入札受付及び約定処理については、原則として年間を通じて全ての時間帯で業務を実施すること。
- ロ イに規定する業務以外の市場開設業務を行う時間及び休日について規定していること。
- ハ 市場開設業務について臨時休業を行う場合には、その基準を示していること。

② 施行規則第１３２条の５第２号に掲げる事項として、少なくとも市場開設業務を行う事務所の所在地が規定されていること。

③ 施行規則第１３２条の５第３号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ 資力信用を有するなどの一定の客観的要件を満たす場合には、次に掲げる場合も含め、原則として全ての電気事業者の参加を認めていること。

（ｉ）発電事業者が卸売を行うために卸電力取引所で電力を購入する場合

（ii）小売電気事業者が余剰電力を卸電力取引所で売却する場合

- ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合には、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。

（ｉ）発電設備の維持及び運用を行っている者

（ii）小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者

- ハ 少なくとも次に掲げる者について、客観的要件により排除していること。

（ｉ）純資産額が乏しいことその他の理由により、資力が無いと認められる者

（ii）破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団員等が存在すること、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由により、信用がないと認められる者

- ニ 取引参加資格の判断に際して、恣意性を排除した審査を行う仕組みが確保されていること。

④ 施行規則第１３２条の５第４号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ 少なくとも次に掲げる市場を開設する旨を定めていること。

（ｉ）スポット市場

（ii）一時間前市場

（iii）翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場

- ロ スポット市場については、実需給の前日に取引が可能であること。

- ハ 一時間前市場については、年間を通じて、スポット市場の閉鎖後の特定時点から実需給の1時間前時点までの間に取引が可能であること。
- ⑤ 施行規則第132条の5第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 売買取引の方法として、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。
 - (i) 買い及び売りの注文方法
 - (ii) 約定方法（連系線の容量に制約がある場合の取扱いを含む。）
 - (iii) 約定結果の通知方法
 - (iv) 電気の受渡しの方法、受渡しに必要な費用の分担方法及びその計量方法
 - (v) 売買代金の支払方法、支払時期及び支払に必要な費用の分担方法
 - (vi) 売買代金の支払が不履行となった場合の取扱い
 - (vii) 災害発生時等、通常の売買取引が困難な場合の取扱い
 - ロ スポット市場及び一時間前市場について、次に掲げる約定方法を用いていること。
 - (i) スポット市場 ブラインドシングルプライスオークション
 - (ii) 一時間前市場 随時取引が可能な取引方法（ザラバ取引）
 - ハ 卸電力取引所で約定された電力は、一般送配電事業者が管理する送配電網を通じて受け渡されること。
 - ニ スポット市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、電力広域的運営推進機関に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこと。
 - ホ 受渡しに関して定めている事項が、電力広域的運営推進機関が定める関係規程や一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。
- ⑥ 施行規則第132条の5第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 決済対象及び決済日が明記されていること。
 - ロ スポット市場及び一時間前市場については、取引参加者の間で直接資金決済を行うのではなく、卸電力取引所が取引参加者間の売買取引を整理（ネッティング処理）した上で、売買代金を求償することとしていること。
- ⑦ 施行規則第132条の5第7号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 取引参加者から売買手数料や会費等を徴収する場合には、金額の定め方及びその徴収方法について明確な定めが置かれていること。
 - ロ 徴収する金額の定め方及びその徴収方法が特定の者を有利に扱い、又は不利に扱うものとなっていないこと。
- ⑧ 施行規則第132条の5第8号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ スポット市場及び一時間前市場については、代金支払が不履行となった場合に備えて、清算預託金を預かる制度が採用されていること。
 - ロ 取引参加者から清算預託金を徴収する場合には、少なくとも次に掲げる内容を定めてい

ること。

- (i) 清算預託金の算定方法
- (ii) 清算預託金の徴収方法
- (iii) 清算預託金の保全の方法及び運用益の取扱い
- (iv) 清算預託金の払い戻し方法

ハ 清算預託金の必要額が市場の流動性の確保を妨げるものとなっていないこと。

⑨ 施行規則第132条の5第9号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益（以下「市場間値差収益」という。）について、卸電力取引所の資産から実質的に区別して管理されていること。
- ロ 市場間値差収益を利用する場合には、事前に経済産業大臣の了承を得ること。
- ハ 市場間値差収益について、電気事業制度の今後の設計等に基づき用いる方針を有していること。

⑩ 施行規則第132条の5第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ いかなる行為が不正な取引に該当するかを定め、取引参加者に対するルールにおいて、これを明示的に禁止していること。
- ロ 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。
 - (i) 電気の実物取引を目的としない取引をすること
 - (ii) 仮装の取引をする、又は偽って自己の名を用いないで取引をすること
 - (iii) 他者と通謀の上、当該他者との取引を成立させることを意図した取引の申込みをすること
 - (iv) 単独で又は他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や相場を変動させるような取引をすること
 - (v) 市場相場が自己や他人の操作によって変動する旨を流布すること
 - (vi) インバランス料金を変動させることを目的に、約定を見込まない取引を行うこと
 - (vii) 相対取引や電力先物市場など卸電力取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、卸電力取引所の市場の相場を変動させるような取引を行うこと
 - (viii) 公表前の発電所の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイダー情報に基づく取引を行うこと
- ハ いかなる場合に不当な価格形成に該当する可能性があるかについて定めていること。また、不当な価格形成に該当する可能性がある場合として、少なくとも次の項目を定めていること。
 - (i) 市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合
 - (ii) 一般的な発電原価から上方又は下方に著しく乖離した市場価格が形成されている場合
- ニ 不正な取引を防止するため、取引参加者に対するルールの周知や教育を行うこととしていること。

⑪ 施行規則第132条の5第11号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ 市場開設業務を実施するに足りる十分な組織体制が整備されていること。
- ロ 職員の監視体制が整備されていること。
- ハ 売買取引の数量の拡大及び適正な価格形成を図るための企画、調査及び提言を行う体制が整備されていること。

⑫ 施行規則第132条の5第12号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ 卸電力取引市場の監視を行う体制が整備されていること。特に、第三者委員会における審議や処分に対する不服申立制度が整備されていることなど、卸電力市場の監視結果についての判断や処分が公正・中立になされることを担保する仕組みを有していること。
- ロ 取引参加者の行為が、不当な行為及び不当な価格形成に該当するおそれがある場合には、必要に応じて、取引参加者に対する調査を行うこととされていること。
- ハ 不当な行為及び不当な価格形成に該当すると認めたときは、業務規程その他の取引関連規定に基づき、取引参加者に対して必要な処分を行うこととされていること。
- ニ ハの措置を講じたときは、速やかにその旨を資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしていること。

⑬ 施行規則第132条の5第13号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ 取引参加者が関係法令、業務規程その他卸電力取引所が定める規定に違反する行為を行った場合の処分内容が具体的に明記されていること。
- ロ 卸電力取引所が実施する調査に対する取引参加者の協力に関する記載を設けていること。また、当該調査に対する協力が得られなかった場合の措置について定められていること。

⑭ 施行規則第132条の5第14号に掲げる事項として、少なくとも取引参加者が利用しやすい市場運営が行われるように、取引ルールや取引制度の変更について、取引参加者の意見を聴き、必要に応じて反映させる仕組みを有していること。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について（回答）

令和2年3月18日付け20200221資第18号により、貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の業務規程の変更の認可について審査を行ったところ、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12年7月1日付け20190422資第37号）第1. 1.（46）に規定する基準に適合することが認められたため、その旨回答します。

業務規程変更認可申請書

令和 2 年 2 月 21 日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

申請者の住所	東京都港区芝浦一丁目 7 番 14 号
申請者の名称	一般社団法人日本卸電力取引所
代表者の氏名	理事長 村上 堯



電気事業法第 99 条第 1 項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容
業務規程、非化石価値取引規程の改定
2. 変更の理由
非 FIT 非化石証書取引の開始のため

以上

一般社団法人日本卸電力取引所 業務規程

(目的)

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「本法人」という。)が、電力の実物卸市場である日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)における市場開設業務について定める。
2. 本法人は、本規程に従い、本取引所の運営に必要な組織、規程および情報処理システム等を用意しなければならない。
 3. 本規程は、別添1乃至別添3の規程を含む。

(市場開設業務を行う時間等)

- 第2条 本取引所は、市場開設業務のうち入札受付ならびに約定処理については原則として休業日を設けず、1年間の各日を営業日とする。各営業日の開場時間は本規程第4条各号の市場毎に定める。
2. 本取引所は、前項の業務を除く市場開設業務については平日の午前9時から午後5時までを受付時間とする。
 3. 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時に休業することができる。この場合、取引会員および特別取引会員の取引機会の喪失を最小限にするよう努めなければならない。

(市場開設業務を行う事務所の所在地)

- 第3条 本取引所は、市場開設業務を行う本法人事務所の所在地を東京都港区に置く。

(市場の種類)

- 第4条 本取引所に、電気の実物卸取引を行うための次の各号の市場を置く。

(1) スポット取引

翌日に受け渡される30分単位の電気を対象として、本規程第6条第2項にいうシングルプライスオークション方式(以下「シングルプライスオークション方式」という。)により一括して売買の合わせを行う取引

入札受付時間は、各営業日の午前7時から午後5時までとする。ただし、当該商品の取引実施日における入札締切時刻は午前10時とする。

(2) 時間前取引

数時間後以降に受け渡される30分単位の電気を対象として、本規程第6条第3項にいうザラバ方式(以下「ザラバ方式」という。)により随時売買の合わせを行う取引

開場は終日とする。各営業日の午後5時に翌日に受け渡される各商品の取引を開始し、各商品の受渡開始時間の1時間前に当該商品の取引を終了する。

(3) 先渡取引

将来の1年間、1ヶ月間または1週間を通じて受け渡される電気を対象として、ザラバ方式により随時売買の合わせを行う取引

開場は各営業日の午前10時から正午まで、ならびに午後1時から午後3時までとする。各商品の取引期間は別に定める。

(4) 掲示板取引

売買希望者が、売買を希望する電気を掲示し、本取引所が入札の仲介を行う取引

(5) 非化石価値取引

非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。)に由来する電気の非化石価値を顕在化し取引を可能にするための、当該非化石価値を有することを証する非化石証書を取引する場で、マルチプライスオークションまたはシングルプライスオークションの値付け方式により一括して売買の合わせを行う取引。

(6) 間接送電権取引

現物電気と一体である間接送電権(第1号で定めるスポット取引における、あるエリア間の約定価格の差額を得るまたは支払うための対価)を取引の対象物として、シングルプライスオークション方式で本取引所と取引会員等の中で売買を成立される取引

開場は各営業日の午前8時から午後5時までとする。各商品の取引期間は別に定める。

(7) ベースロード取引

「ベースロード市場ガイドライン」(経済産業省)に基づき、1年間(4月から翌年3月まで)を通じて受け渡す電気を対象として、シングルプライスオークション方式により一括して売買の合わせを行う取引

取引は、7月、9月、11月の3回実施する。

(取引資格およびその審査方法)

第5条 本取引所における取引は、別に定める場合を除き、本取引所の会員でなければ行うことができない。

2. 本取引所の会員たる資格は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程および一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めることとする。
3. 本取引所は、会員として加入を希望する者から加入に関する申し出があった場合、すみやかに申し出の内容を確認のうえ、本法人の理事会において加入の審査を行う。加入を拒絶する場合は、本取引所はその理由を当該加入希望者に説明する。
4. 前項で加入を拒絶された者は、当該拒絶事由を解消のうえ、別途加入の申込を行うことができる。

(売買取引の方法)

第6条 本取引所におけるすべての取引は、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程および一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引規程に定めるところにより、本取引所が用意するコンピュータシステム(以下「取引システム」という。)を通じて行うものとする。なお、取引システムを利用するために必要となる機材等については、会員の責任と負担において用意するものとする。

2. スポット取引は、締切後一括して売買の合わせを行うシングルプライスオークション方式、かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。売買の合わせの処理においては、連系線の送電可能量を制約条件とした市場分断処理を行う。
3. 時間前取引は、価格優先・時間優先の原則(低い値段の売注文は、高い値段の売注文に優先し、高い値段の買注文は、低い値段の買注文に優先する。また、同一値段の売買注文は、取引システムに登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先する)に従って約定するザラバ方式を採用する。売買の合わせの処理においては、価格条件に加え連系線の送電可能量の検証を行う。
4. 先渡取引は、ザラバ方式を採用する。
5. 掲示板取引は、掲示した者と売買希望者とを本取引所が仲介する方式を採用する。
6. 非化石価値取引は、締切後一括して売買の合わせを行うマルチプライスオークション方式(ペイアズビット方式)またはシングルプライスオークション方式、かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。

7. 間接送電権取引は、締切後一括して売買の合わせを行うシングルプライスオークション方式、かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。
8. ベースロード取引は、締切後一括して売買の合わせを行うシングルプライスオークション方式、かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。

(売買取引の決済)

- 第7条 本取引所のスポット取引、時間前取引、先渡取引、間接送電権取引およびベースロード取引においては、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程に定めるところにより、本取引所が売買代金を決済する。掲示板取引においては、売買代金の決済は当事者間で行うものとする。
2. 本取引所の非化石価値取引は、一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引規程に定めるところにより、本取引所が売買代金を決済する。
 3. 本取引所が行う売買代金の決済は、銀行口座を通じて現金で行う。
 4. 売買代金の決済日は、対象となる取引会員および特別取引会員の資金準備に要する期間および本取引所が負う決済リスクを考慮し、スポット取引、時間前取引ならびに非化石価値取引の約定の通知を行った日から起算して2金融機関営業日後とする(先渡取引、間接送電権取引およびベースロード取引については、受渡日を取引対象とするスポット取引の決済日とする)。

(売買取引の手数料)

- 第8条 本取引所は、本取引所の市場開設業務を行うために必要な費用に充てるため、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程細則および一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引規程に定めるところにより、売買取引に伴う手数料を売買当事者から徴収する。
2. スポット取引、時間前取引、先渡取引、非化石価値取引、間接送電権取引およびベースロード取引の売買手数料は、取引量の状況、本取引所の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ、本法人の理事会において毎年度3月末までに翌年度の手数料を決定し、取引会員および特別取引会員に通知する。

(預託金の徴収および管理)

- 第9条 本取引所は、第7条第3項に規定する売買代金について本取引所が負う決済リスクに備えるため、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程および一般社団法人日本卸電力取引所取引規程細則に定めるところにより、当該取引会員に預託金の預託を義務付ける。
2. 本取引所は、前項の預託金の預託額が決済リスクに見合う水準となるよう、その額を別に定める。
 3. 本取引所は、取引会員が預託した預託金を銀行預金に預け入れて保全する。なお、これにより生じた利子相当額は、本取引所の収入とする。

(市場間値差の管理)

- 第10条 スポット取引の売買の合わせの処理において、連系線の送電可能量の制約による市場分断処理を行った場合、分断した市場間で約定価格の差が生じ、その価格差に当該連系線の利用量を乗じて得られる金額が取引所の収入となる。これを市場間約定代金差額という。
2. 市場間約定代金差額は、年度毎に積み上げ、法人税相当額および本法人が別に定め公開する事務手数料相当額を控除した額を、本法人の貸借対照表資本の部の「市場間値差積立金」の項目に計上するものとする。なお、毎年度の市場間約定代金差額ならびに「市場間値差積立金」を利用する場合には、電気事業を所管する経済産業省の事前了承を得ることとする。
 3. 毎年度の市場間約定代金差額ならびに「市場間値差積立金」については、電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とする。

(取引の制限)

第11条 市場利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 電気またはその付帯物の実物取引を目的としない取引
- (2) 仮想の取引をする、または偽って自己の名を用いない取引
- (3) 他者と通謀のうえ、当該他者との取引を成立させることを意図した取引
- (4) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引
- (5) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布
- (6) 託送供給等約款に定める接続対象計画差対応電力料金単価等、本取引所の価格を参照する他の料金等を変動させることを目的とした取引
- (7) 相対取引や電力先物市場など本取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、本取引所の市場の相場を変動させるような取引
- (8) 公表前の発電所の事故情報など、本取引所の価格形成に影響を及ぼすインサイダー情報に基づく取引
- (9) 次項の不正な価格形成にかかる取引
- (10) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引

2. 前項第9号に掲げる不正な価格形成は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市場支配力の行使などによる市場における需給関係では正当化できない水準と認められる価格形成
- (2) 一般的な発電原価から著しく乖離した水準と認められる価格形成

3. 本取引所は、第1項に記載する場合や公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引会員または特別取引会員に対し、取引を制限する。

4. 前項の措置は、本法人の理事会の決議に基づいて実施する。ただし、緊急の場合は、本法人の理事長もしくは理事長代行者の判断で実施し、実施後すみやかに理事会に報告する。

(市場開設業務の実施体制)

第12条 本法人に市場開設業務を行う専任の事務局を置き、必要な組織体制を定めるとともに、本規程第3条に定める事務所に職員を配置する。

2. 事務局には次の部を設置することとする。

- (1) 企画業務部
- (2) 総務部

3. 取引システムの運用管理にあたる職員が前項の事務局以外の場所から取引システムの遠隔監視および操作を行うことを妨げるものではない。

(市場の監視に関する事項)

第13条 開設する市場の監視ならびに不正取引防止に資する取引参加者へのルール周知・教育等を行うため、市場監視業務を担当する職員を常時1名以上配置する。

2. 前項の市場監視業務を担当する職員は、本取引所規程、経済産業省および公正取引委員会が定める「適正な電力取引についての指針」等に照らし、不適切と認められる取引等および不正な価格形成を監視し、必要があると認められるときは、監視の結果(本規程第14条に基づいて行った処分を含む)を本法人の理事会、市場取引監視委員会、経済産業省資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会等に報告する。

3. 本取引所は、本条の目的に照らして必要な調査を行うことができる。その場合において、取引参加者は、当該調査に協力するものとする。
4. 本取引所は、不公正取引を防止するため、取引会員に対して定期的に取り引ルール等の周知・教育をおこなうものとする。

(取引参加者に対する処分)

第14条 本取引所は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程または一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めるところにより、関係法令、本取引所の規程等に違反する、卸電力取引に関し官公署の処分対象となる等の事由に該当する取引会員または特別取引会員に対し、処分を行うことができる。

2. 前項の処分は、本法人の理事会の決議に基づいて行うものとする。
3. 本取引所は、本条第1項の処分を行う場合、当該会員に対し、本法人の理事会において弁明する機会を与えなければならない。また、本取引所は、当該会員に対し、処分の対象となる事由等について十分な説明を行うことに努めるものとする。
4. 処分は、事由の重大性に鑑み、勧告、取引の制限もしくは停止、除名の順に適用する。本取引所が処分の対象となる事由により損害を受けた場合は、その損害額に相当する過怠金を科することができる。但し、過怠金の上限額は1件の処分につき1億円とする。

(本法人の監督体制)

第15条 本法人は、職員の市場開設業務の遂行を監督するため、本法人の理事のうちの1名以上を常勤とする。

2. 本法人の理事会は、前項の理事の職務遂行を監督する。
3. 本法人の役員の選任にあたっては、過半数の一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程に定める取引会員の賛同があることを条件とする。

(取引参加者からの意見聴取)

第16条 本取引所は、取引参加者からの意見を聴取する窓口を設ける。

2. 前項の意見については、当該意見にかかる本取引所の見解を付し、公開するものとする。

(卸電力取引市場の流動性向上に資する調査および研究等)

第17条 本取引所は、卸電力取引市場の流動性向上等に資するため、当所が開設する市場の価格、取引量等に影響を与える各種要因、取引参加者の市場利用状況、取引システム等に関する技術的知見、海外の卸電力取引所の動向などに関する企画、調査および研究等を行う。なお、本取引所は、調査および研究等の目的で、取引参加者に対し、意見照会等への協力を要請することがある。

(その他の業務)

第18条 本取引所は、電力広域的運営推進機関より入手する全ての一般送配電事業者の供給区域内におけるインバランス量を合計した量を用いて、一般送配電事業託送供給等料金算定規則第27条第2号に定められる値を計算し、これを公表する。

別添一覧

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 別添1 | 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程および取引規程細則 |
| 別添2 | 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程 |
| 別添3 | 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程 |

制定	平成28年2月18日
改定	平成28年3月17日
	平成28年3月22日
	平成29年3月28日
	平成30年4月19日
	平成31年4月10日
	令和元年5月24日
	令和2年●月●日

一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)の運営する非化石価値取引市場(以下「本市場」という。)における取引に関する事項等について定める。

(取引対象)

第2条 非化石価値取引市場で取引する対象は、非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号。以下「高度化法」という。)第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。)に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証する非化石証書とする。

(休業日・営業日および営業時間)

第3条 本市場の営業は、平日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日を除く日)の午前9時から午後5時とする。

2. 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。
3. 前項の場合には、本取引所は予めその旨を取引参加者に通知する。

(単位等)

第4条 本市場における計算の単位は次の各号のとおりとする。

- (1) 代金その他を計算する場合の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。
- (2) 単価等の単位は 0.01 円とし、その端数は四捨五入する。

(取引資格)

第5条 本市場における取引は、本取引所取引会員規程に規定する取引会員または本取引所特別取引会員規程に規定する特別取引会員でなければ行うことができない。

(金員の移動)

第6条 本取引所は、本取引所と取引参加者の間に生じる本規程に基づく債権・債務に係る金員の移動については、本取引所取引規程第3章に定める金員の移動にあわせて行う。

(システム売買方式による取引等)

第7条 本市場の取引は、本取引所が用意するコンピュータシステム(以下「非化石価値取引システム」という。)を通じて行うものとする。なお、取引参加者が非化石価値取引システムを利用するために必要となる機材等については、取引参加者の責任と負担において用意するものとする。

2. 取引参加者は、本取引所が定める操作方法に従い、非化石価値取引システムを操作しなければならない。
3. 取引参加者は、非化石価値取引システムの操作を通じて、本取引所の円滑な業務執行を妨げてはならない。
4. 取引参加者は、当該取引参加者名によって非化石価値取引システムを通じて行われた取引について、一切の責めを負う。
5. 非化石価値取引システムの稼働時間は、第3条に定める営業日の午前6時から午後8時までとする。
6. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第5項のシステム稼働時間を変更することができる。この場合、本取引所は速やかに取引参加者に変更後のシステム稼働時間を通知する。

7. 本取引所は、必要があると認めるときは、非化石価値取引システムを臨時に停止する、または休止することができる。

(禁止行為)

第8条 取引参加者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引
- (2) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布
- (3) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引

(取引の実施方法)

第9条 本取引所が仲介を行う本取引は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第55条1項に規定する費用負担調整機関(以下「調整機関」という。)と取引参加者間または取引参加者相互間に成立するものとする。また、取引の当事者となる取引会員に対して、相手方当事者は匿名とされ、取引の対象となる非化石証書の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該取引の当事者間の仲介を行う。

(商品)

第10条 非化石価値取引市場では、次の各号に定める非化石証書を商品として取り扱う。

- (1) FIT 非化石証書(毎年1月から12月までの間に非化石電源(非化石エネルギー源を利用する電源をいう。以下同じ。)から発電された電気のうち、非化石電源としての価値を有する電気として調整機関が認定したものの量に係る非化石証書をいう。以下同じ。)
 - (2) 非 FIT 再エネ指定非化石証書(毎年1月から12月までの間に再生可能エネルギー源(高度化法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。以下同じ。)を利用する電源から発電された電気のうち、取引会員等が再生可能エネルギー由来であることを指定したものであって非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書をいう。以下同じ。)
 - (3) 非 FIT 再エネ指定なし非化石証書(毎年1月から12月までの間に再生可能エネルギー源を利用する電源から発電された電気のうち、取引会員等が再生可能エネルギー由来であることを指定しなかったものであって非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書および毎年1月から12月までの間に非化石電源(再生可能エネルギー源を利用する電源を除く。)から発電された電気のうち、非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書をいう。以下同じ。)
2. 本取引所を通じて前項第2号または第3号の商品を売る行為は、地方税法第72条の2に規定される電気供給業に当たり、売り取引が成立した取引会員等(以下「売り手」という。)は同法に定める電気供給業を行う法人に課せられる事業税を支払わなければならない。

(取引単位等)

第11条 非化石価値取引市場取引の呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位および価格制限は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時あたりの価格

呼値の単位:0.01円

取引単位:1キロワット時

受渡単位:1キロワット時

価格制限:制限を設ける場合は別に通知する

(取引スケジュール)

第12条 取引の実施スケジュールおよび第23条第4項に定める口座移動終了日は、商品毎に本取引所が定め取引参加者に通知する。

2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、取引の実施日を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引参加者に通知する。

(入札受付時間)

第13条 入札の受付時間は、取引実施日(売買の突き合せを行う日)の5営業日前から取引実施日の午後2時までの営業時間内とする。

2. 入札内容は、前項に定める受付時間内であれば随時、取消または変更を可能とする。
3. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第1項の入札受付時間を延長することができる。この場合、本取引所は速やかに変更後の入札受付時間を取引参加者に通知する。
4. 本取引所は、必要があると認めるときは、取引を臨時に停止する、または休止することができる。

(入札方法等)

第14条 取引参加者は、前条に定める入札受付時間内に、非化石価値取引システムに売買の別、希望する価格および量を指定して入力することにより入札を行うものとする。但し、同一価格での複数入札は出来ない。

2. 前項の入札のうち、売り入札の量は、自らが発電し非化石証書として経済産業省の認定を受けた量を上限とする。
3. 本取引所は、調整機関が認定した再生可能エネルギー電気の量(再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量をいう。(同法第29条第1項の規定により決定した交付金の額の算定の基礎となるものに限る。))を調整機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。
4. 取引参加者は、約定の前後を問わず、他の取引参加者の入札内容を見ることはできない。
5. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引参加者に対し、取引を制限することがある。

(約定)

第15条 約定処理は、次のとおりとする。

- (1) 第10条第1号の商品についてはマルチプライスオークション方式(買入札量を入札価格別に積算し、買い入札価格の高いものから売り入札量分を約定とし、約定価格はそれぞれの買い入札価格とする方式)とする。
- (2) 第10条第2号および第3号の商品はシングルプライスオークション方式(売買入札量をそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「供給曲線」という。))と「買い入札」の量-価格線(以下「需要曲線」という。))を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とする方式。)とする。また、約定処理の結果、約定価格が一意に決定できない場合(供給曲線と需要曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とし、この場合における約定量は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。なお、同一価格の入札量の一部のみ約定となる場合は、約定量を当該価格での入札量で按分することとし、生じた端数はランダムに当該価格で入札したものの中から割り当てる。

(約定の通知)

第16条 本取引所は、取引の約定結果を、速やかに当該取引参加者に通知するものとする。

2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。

- (1) 約定量
- (2) 約定価格
- (3) 約定合計金額

3. 第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。

(取引の決済)

第17条 売買代金(約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。

2. 本取引所は、第9条の規定にかかわらず必要があるときは、調整機関または取引参加者に代って取引に対する債権について、当該債権を行使することができる。

(決済の時期)

第18条 取引の決済日は、第16条に規定する約定通知を行った日から起算して2金融機関営業日(銀行法に定める休日ではない日。以下同じ。)後に該当する日とする。

2. 本取引所は、第10条第1号の商品については売り代金(買い約定量と買い約定価格の積の合計額)を前項と同日に調整機関の指定する銀行口座に振り込むことにより決済する。

(消費税相当額)

第19条 本取引所は、売買代金に賦課される消費税相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税。以下同じ。)につき、売買代金とあわせて買い手から徴収し、売り手または調整機関に交付する。

2. 前項の計算にあたっては、売買代金を課税標準とし、税率は受渡日のものとして算出した金額とする。

(売買手数料)

第20条 本取引所は、代金の徴収および交付にあわせて、売り手および買い手から売買手数料を徴収する。

- 2. 前項の売買手数料は、商品毎に本取引所理事会が定め、前年度3月末までに売買手数料を公開する。
- 3. 前項の売買手数料に賦課される消費税相当額は、当該売買手数料を負担する者が支払う。
- 4. 前項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税率は取引日のものとして算出した金額とする。

(受け渡しの方法および日時)

第21条 第15条で約定した非化石証書の受け渡しは、本取引所で用意する取引参加者毎の非化石証書管理口座で管理する量の増減によって行われたものとする。

2. 前項の受け渡しは、第18条の決済の確認後に行う。

(公開する情報)

第22条 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める取引に関する情報を公開する。

- (1) 約定量
- (2) 第10条第1号の商品については約定最高価格、約定最安価格および約定量加重平均価格。同条第2号および第3号の商品については約定価格
- (3) 入札参加会員数および約定会員数

(口座の管理)

第23条 本取引所は、取引参加者毎に所有する非化石証書量を管理する口座を用意し、管理する。

2. 前項は非化石証書の商品毎に管理するものとする。
3. 取引参加者は、自ら所有する非化石証書量を非化石価値取引システムを通じて確認できる。
4. 本取引所は当該商品の取引の終了後、予め取引参加者に通知した日時をもって当該商品の口座管理量の移動を凍結し、取引参加者毎の当該商品の非化石証書量を関係する行政機関に提出するとともに、取引参加者毎に当該商品の非化石証書口座保有量を書面にて通知する。

(違約処理)

第24条 本取引所は、本規程、本取引所取引会員規程、本取引所特別取引会員規程および本取引所取引規程に規定する事項に違反する者を違約者とする。

2. 本取引所は、取引参加者が違約者となった場合は、第25条および第26条の規定に基づき処理する。

(取引の停止)

第25条 本取引所は、取引参加者が違約者となった場合、直ちにその旨を当該取引参加者に通告するとともに、当該取引参加者の本市場の取引を停止させる。ただし、本取引所が必要と認めた取引については、この限りでない。

(違約者の入札の扱い)

第26条 取引参加者が約定処理開始前に違約者となった場合、当該取引参加者の入札情報は取り消される。ただし、取引参加者が約定処理開始後に違約者となった場合、約定処理中または約定処理済みの入札は有効とする。

(市況の報告)

第27条 本市場の市況を一般公衆または新聞通信社等に報告する必要がある場合、本取引所がこれを行うものとし、取引参加者はこれに類する行為を行うことができない。

(情報の著作権)

第28条 本取引所が公表する情報の著作権は、本取引所に帰属するものとする。

(掲示事項)

第29条 本取引所は、次の各号に掲げる事項を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

- (1) 本取引所の各種規程
 - (2) 取引日時の臨時変更または取引の臨時休止
 - (3) 取引の制限等の変更
 - (4) 前各号の他、本取引所が必要と認める事項
2. 前項各号の掲示期間は、第1号は規程が廃止されるまでの間、第2号および第3号はその目的の終了までの間、第4号については本取引所が都度定める。
 3. 第1項の掲示があった後は、これらの掲示事項は既知の事実とする。

(天災地変等の場合の特別措置)

第30条 本取引所は、天災地変、経済状況の激変、その他やむを得ない事由により、取引参加者が本取引所の取引市場における取引の履行をすることが不可能または著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる特別の措置をとることができる。

- (1) 本規程に規定する売買代金の授受の日時を変更すること

(2) 前号に掲げる措置に付随する事項について適宜の措置を講ずること

2. 取引参加者は、前項の規定により行う本取引所の措置に対して、異議を申し立てることができない。

(システム障害の特例措置)

第31条 本取引所は、利用するシステムの運用において、その時点における技術水準を前提とした最善の努力を行うこととするが、次の各号に掲げる損害について、その責めを負わないものとする。

- (1) 天災地変、その他不可抗力と認められる事由による取引注文の執行、金銭の授受、その他諸手続等の遅延または不能により生じた損害
- (2) 通信回線、通信機器、インターネットまたはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵によるデータ伝達遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合によって生じた損害
- (3) 第三者による妨害、侵入または情報改変等によって生じたシステムの中断、遅滞、中止、データの消失等の損害
- (4) システムにログインするためのユーザアカウントまたはログインパスワードの漏洩、盗難等によって悪意の第三者が取引参加者を装い行った取引によって生じた損害
- (5) その他本取引所の責めに帰すことができない事由により生じた損害

2. 取引参加者が所有する通信回線、通信機器またはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵が発生した場合、取引参加者が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、本取引所はその原因を調査する義務または解決するための義務を負わないものとする。

(本取引所の免責)

第32条 本取引所は、本取引所の責めに帰すべき事由により、取引参加者および取引参加者の関係者に損害を与えた場合には、直接損害に関してのみ、1億円を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、故意または重過失による場合は、この限りでない。

2. 前項の損害において、間接的損害については、本取引所は免責とする。

(臨機の処置)

第33条 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とするときは、本取引所は、本規程の趣旨に準じてその処置を定める。

(改定)

第34条 本規程は、法令の変更または本取引所が必要として認めた場合には、改定することができる。

2. 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

制定 平成30年4月19日

改定 令和2年●月●日

経済産業省

官 印 省 略

20200221 資 第 18 号

令和 2 年 3 月 1 8 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 6 6 条の 1 1 第 1 項第 5 号の規定により、別添の申請に係る同法第 9 9 条第 1 項の規定による卸電力取引所の業務規定の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

- 一般社団法人日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、平成28年4月より卸電力取引所(指定法人)となっている。
- 卸電力取引所については、電気事業法第99条第1項後段の規定により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。非化石価値取引市場にて非FIT非化石証書の初回オークションが開始されることに伴い、卸電力取引所の業務規程を変更する必要があるため、令和2年2月21日に卸電力取引所から経済産業大臣に対して業務規程変更認可申請が行われた。
- 卸電力取引所の業務規程変更申請については、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定により、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされているところ、令和2年3月18日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見照会が行われた。
- 今回は、経済産業大臣から意見照会のあった卸電力取引所の業務規程変更認可申請について、審査基準への適合性の審査をお願いしたい。
- 非化石価値取引は、電力の取引ではないため、同取引については委員会の監視対象ではないと整理している。他方、非化石価値取引市場の運営は、市場開設業務に含まれることから、取引所が運営する現物市場（スポット市場、時間前市場など）における取引に影響がないかという観点から確認が必要となる。
- 今般の業務規程の変更は、非化石価値取引市場について、従前より取引されているFIT非化石証書に加え、非FIT非化石証書を新たに商品として追加することに伴う規定変更の範囲に留まっており、非化石価値取引市場の運営が卸電力取引所の財務や運営体制に悪影響を及ぼす可能性は低く、問題ない旨確認した。

(参考)改正ポイントと審査基準

- 今般の業務規程改正では、既存の非化石価値取引市場において非FIT非化石価値取引に関する規定が追加されている。
- 非化石価値取引は、電力取引ではないため、取引所が運営する電気の現物市場における取引に影響がないかという観点から審査基準への適合性が判断されることとなる。このような観点から、事務局において審査を行った結果、審査基準へ適合することが確認できている。

	主なポイント	関連規程	審査基準との関係
取引参加要件	✓ 電力の取引会員は、非化石価値取引市場でも取引可能。 ✓ 電力の取引会員でない事業者は、非化石価値取引のみを行う場合は、証書受渡が決済後であり、金銭未回収リスクが少ないため、（取引会員になる際の）資本金要件を免除している。（※従前（FIT非化石取引開始時）から変更なし。）	取引会員規程第3条	<u>審査基準(46)が規定する要件を満たしている。</u> なお、非化石価値の取引は、電力の売買取引に当たらないこともあり、専ら取引所が運営する現物市場における取引に影響がないかという観点から審査されることになる。
入会金等	✓ 電力の取引会員と同様（入会金10万円、信認金100万円（退会時に返還）、年会費48万円）（※従前（FIT非化石取引開始時）から変更なし）	取引会員規程第8条	
入札方法等	✓ 非FIT非化石価値取引市場においては売り入札は発電事業者が実施。買い入札は小売電気事業者が実施。（FIT非化石価値取引市場においては売り入札はGIO、買い入札は小売電気事業者が実施。） ✓ 売入札量は自らが発電し非化石証書として国の認定を受けた量を上限とする。	非化石価値取引規程第14条	
約定	✓ 非FIT非化石価値取引市場においてはシングルプライスオークション方式、FIT非化石はマルチプライスオークション方式による約定処理を実施。	非化石価値取引規程第15条	
預託金	✓ 非化石価値取引市場では、証書の受渡は決済後であり、金銭の未回収リスクが少ないため、現時点では預託金は求めている。（※従前（FIT非化石取引開始時）から変更なし）	-	
売買手数料	✓ 非化石価値取引市場の売買手数料は1kWhあたり0.01円。（※従前（FIT非化石取引開始時）から変更なし）	非化石価値取引規程第20条	

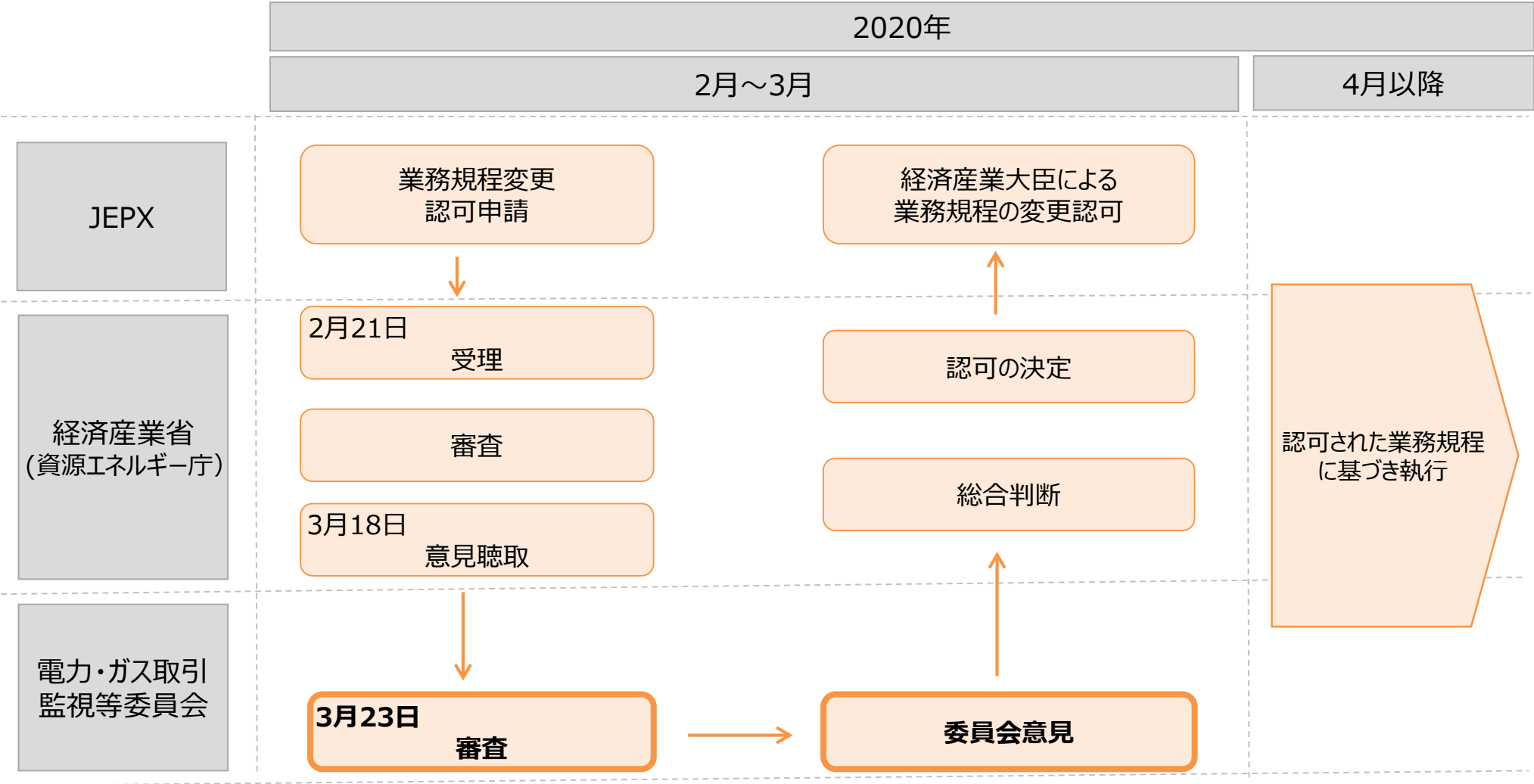
(参考) 卸電力取引所に対する経済産業大臣と委員会の権限

- 卸電力取引所に対する経済産業大臣と電力・ガス取引監視等委員会の権限は次のとおり。

	経済産業大臣	委員会
卸電力取引所の指定	○(指定) →	○(意見聴取)
業務規程の申請・変更	○(認可) →	○(意見聴取)
業務規程の変更命令	○(命令) →	○(意見聴取)
事業計画の申請・変更	○(認可) →	○(意見聴取)
収支予算の申請・変更	○(認可) →	○(意見聴取)
業務の休廃止	○(許可) →	○(意見聴取)
役員の選任・解任	○(認可)	×
役員の解任命令	○(命令)	×
監督命令	○(命令) →	○(意見聴取)
指定の取消し、業務停止命令	○(取消し・命令) →	○(意見聴取) ※指定の取消しのみ意見聴取対象
報告徴収	○	○(委任)
立入検査	○	○(委任)

卸電力取引所の業務規程変更認可申請について

- 卸電力取引所は業務規程を変更する場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされており、業務規程の変更認可については、委員会への意見聴取事項とされている。具体的な手続は以下のとおり。



(参考) 電気事業法 関連規定抜粋 (一部抜粋)

○審査基準

(46) 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可

第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第3項に基づき施行規則第132条の6に適合することとする。

① 施行規則第132条の5第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ スポット市場及び一時間前市場のうち、少なくとも入札受付及び約定処理については、原則として年間を通じて全ての時間帯で業務を実施すること。

ロ イに規定する業務以外の市場開設業務を行う時間及び休日について規定していること。

ハ 市場開設業務について臨時休業を行う場合には、その基準を示していること。

② 施行規則第132条の5第2号に掲げる事項として、少なくとも市場開設業務を行う事務所の所在地が規定されていること。

③ 施行規則第132条の5第3号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 資力信用を有するなどの一定の客観的要件を満たす場合には、次に掲げる場合も含め、原則として全ての電気事業者の参加を認めていること。

(i) 発電事業者が卸売を行うために卸電力取引所で電力を購入する場合

(ii) 小売電気事業者が余剰電力を卸電力取引所で売却する場合

ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合には、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。

(i) 発電設備の維持及び運用を行っている者

(ii) 小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者

ハ 少なくとも次に掲げる者について、客観的要件により排除していること。

(i) 純資産額が乏しいことその他の理由により、資力が無いと認められる者

(ii) 破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団員等が存在すること、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由により、信用がないと認められる者

ニ 取引参加資格の判断に際して、恣意性を排除した審査を行う仕組みが確保されていること。

④ 施行規則第132条の5第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 少なくとも次に掲げる市場を開設する旨を定めていること。

(i) スポット市場

(ii) 一時間前市場

(iii) 翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場

ロ スポット市場については、実需給の前日に取引が可能であること。

ハ 一時間前市場については、年間を通じて、スポット市場の閉鎖後の特定時点から実需給の1時間前時点までの間に取引が可能であること。

⑤ 施行規則第132条の5第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 売買取引の方法として、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。

(i) 買い及び売りの注文方法

(ii) 約定方法(連系線の容量に制約がある場合の取扱いを含む。)

(iii) 約定結果の通知方法

(iv) 電気の受渡しの方法、受渡しに必要な費用の分担方法及びその計量方法

(v) 売買代金の支払方法、支払時期及び支払に必要な費用の分担方法

(vi) 売買代金の支払が不履行となった場合の取扱い

(vii) 災害発生時等、通常の売買取引が困難な場合の取扱い

(参考) 電気事業法 関連規定抜粋 (一部抜粋)

- スポット市場及び一時間前市場について、次に掲げる約定方法を用いていること。
 - (i) スポット市場 プラインドシングルプライスオークション
 - (ii) 一時間前市場 随時取引が可能な取引方法(ザラバ取引)
- ハ 卸電力取引所で約定された電力は、一般送配電事業者が管理する送配電網を通じて受け渡されること。
- ニ スポット市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、電力広域的運営推進機関に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこと。
- ホ 受渡しに関して定めている事項が、電力広域的運営推進機関が定める関係規程や一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。
- ⑥ 施行規則第132条の5第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 決済対象及び決済日が明記されていること。
 - スポット市場及び一時間前市場については、取引参加者の間で直接資金決済を行うのではなく、卸電力取引所が取引参加者間の売買取引を整理(ネットティング処理)した上で、売買代金を求償することとしていること。
- ⑦ 施行規則第132条の5第7号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 取引参加者から売買手数料や会費等を徴収する場合には、金額の定め方及びその徴収方法について明確な定めが置かれていること。
 - 徴収する金額の定め方及びその徴収方法が特定の者を有利に扱い、又は不利に扱うものとなっていないこと。
- ⑧ 施行規則第132条の5第8号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ スポット市場及び一時間前市場については、代金支払が不履行となった場合に備えて、清算預託金を預かる制度が採用されていること。
 - 取引参加者から清算預託金を徴収する場合には、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。
 - (i) 清算預託金の算定方法
 - (ii) 清算預託金の徴収方法
 - (iii) 清算預託金の保全の方法及び運用益の取扱い
 - (iv) 清算預託金の払い戻し方法
 - ハ 清算預託金の必要額が市場の流動性の確保を妨げるものとなっていないこと。
- ⑨ 施行規則第132条の5第9号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益(以下「市場間値差収益」という。)について、卸電力取引所の資産から実質的に区別して管理されていること。
 - 市場間値差収益を利用する場合には、事前に経済産業大臣の了承を得ること。
 - ハ 市場間値差収益について、電気事業制度の今後の設計等に基づき用いる方針を有していること。
- ⑩ 施行規則第132条の5第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ いかなる行為が不正な取引に該当するかを定め、取引参加者に対するルールにおいて、これを明示的に禁止していること。
 - 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。
 - (i) 電気の実物取引を目的としない取引をすること
 - (ii) 仮装の取引をする、又は偽って自己の名を用いず取引をすること
 - (iii) 他者と通謀の上、当該他者との取引を成立させることを意図した取引の申込みをすること
 - (iv) 単独で又は他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や相場を変動させるような取引をすること
 - (v) 市場相場が自己や他人の操作によって変動する旨を流布すること
 - (vi) インバランス料金を変動させることを目的に、約定を見込まない取引を行うこと
 - (vii) 相対取引や電力先物市場など卸電力取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、卸電力取引所の市場の相場を変動させるような取引を行うこと
 - (viii) 公表前の発電所の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイダー情報に基づく取引を行うこと

(参考) 電気事業法 関連規定抜粋 (一部抜粋)

- ハ いかなる場合に不当な価格形成に該当する可能性があるかについて定めていること。また、不当な価格形成に該当する可能性がある場合として、少なくとも次の項目を定めていること。
- (i) 市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合
 - (ii) 一般的な発電原価から上方又は下方に著しく乖離した市場価格が形成されている場合
- ニ 不正な取引を防止するため、取引参加者に対するルールの周知や教育を行うこととしていること。
- ⑪ 施行規則第132条の5第11号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 市場開設業務を実施するに足りる十分な組織体制が整備されていること。
 - ロ 職員の監視体制が整備されていること。
- ハ 売買取引の数量の拡大及び適正な価格形成を図るための企画、調査及び提言を行う体制が整備されていること。
- ⑫ 施行規則第132条の5第12号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 卸電力取引市場の監視を行う体制が整備されていること。特に、第三者委員会における審議や処分に対する不服申立制度が整備されていることなど、卸電力市場の監視結果についての判断や処分が公正・中立になされることを担保する仕組みを有していること。
 - ロ 取引参加者の行為が、不当な行為及び不当な価格形成に該当するおそれがある場合には、必要に応じて、取引参加者に対する調査を行うこととされていること。
- ハ 不当な行為及び不当な価格形成に該当すると認めたときは、業務規程その他の取引関連規定に基づき、取引参加者に対して必要な処分を行うこととされていること。
- ニ ハの措置を講じたときは、速やかにその旨を資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしていること。
- ⑬ 施行規則第132条の5第13号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 取引参加者が関係法令、業務規程その他卸電力取引所が定める規定に違反する行為を行った場合の処分内容が具体的に明記されていること。
 - ロ 卸電力取引所が実施する調査に対する取引参加者の協力に関する記載を設けていること。また、当該調査に対する協力が得られなかった場合の措置について定められていること。
- ⑭ 施行規則第132条の5第14号に掲げる事項として、少なくとも取引参加者が利用しやすい市場運営が行われるように、取引ルールや取引制度の変更について、取引参加者の意見を聴き、必要に応じて反映させる仕組みを有していること。

(参考) 電気事業法 関連規定抜粋 (一部抜粋)

○電気事業法施行規則

第132条第6項

(業務規定の認可の基準)

法第99条第3項の認可の基準は、法第98条第1号及び第2号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

○電気事業法

第98条

(業務)

卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。
- 2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

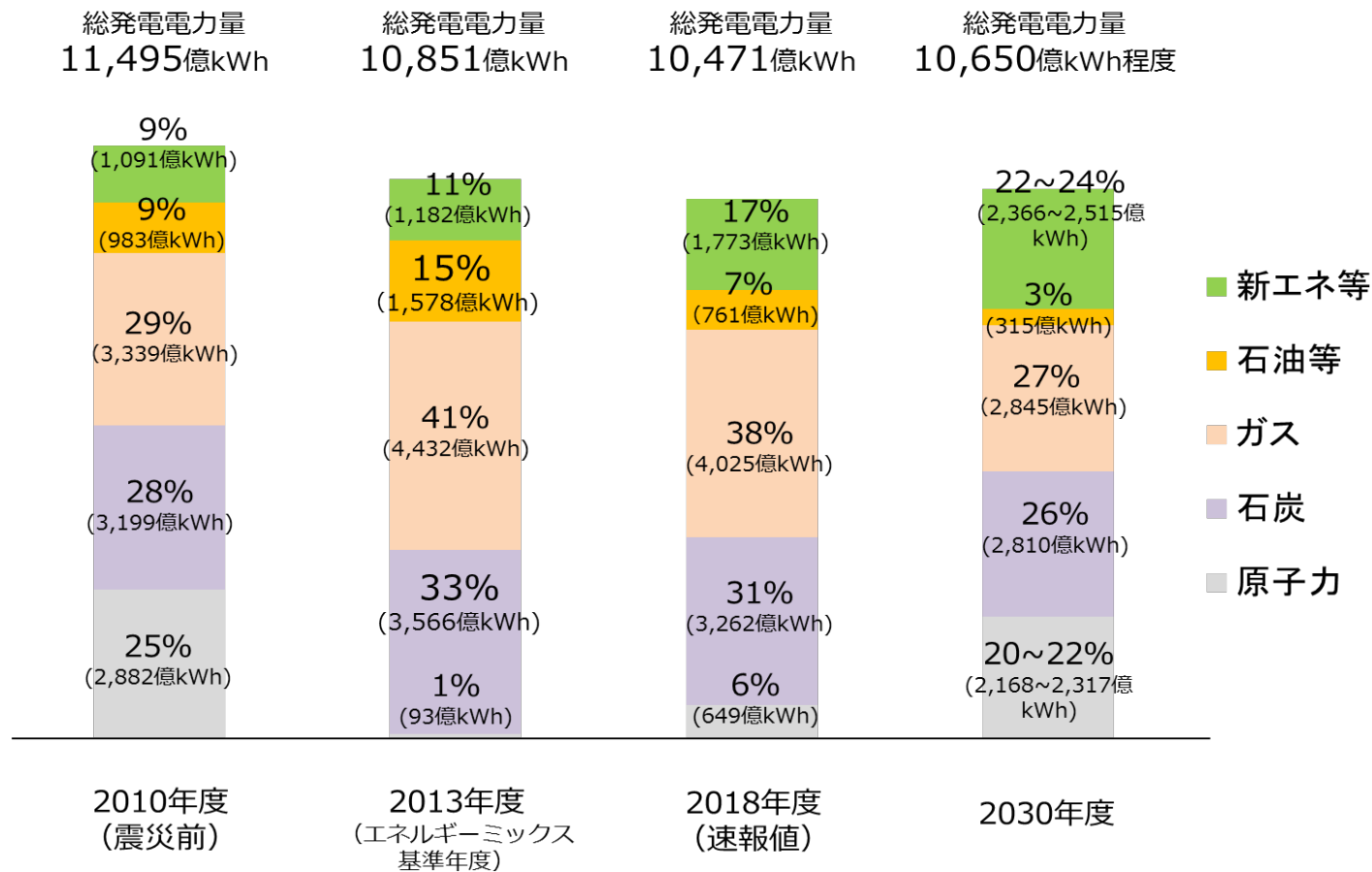
第99条

(業務規程の認可)

- 1 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

(参考) エネルギー供給構造高度化法

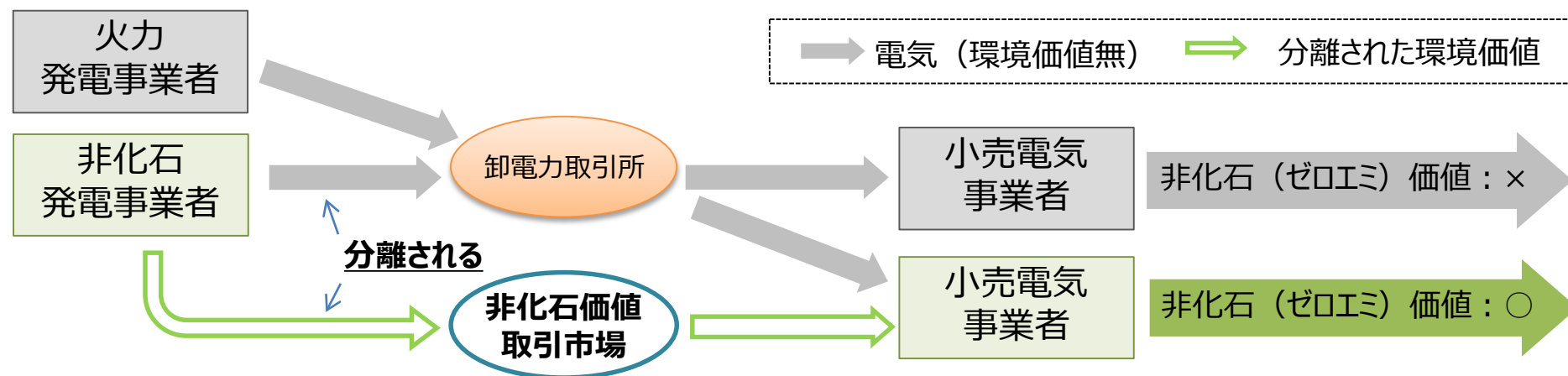
- エネルギー供給構造高度化法は、エネルギーの安定供給・環境負荷の低減といった観点から、**電気事業者に対して、非化石エネルギー源の利用の促進を義務付けている。**
- 具体的には、年間販売電力量が5億kWh以上の**小売電気事業者**に対して、エネルギーミックスを踏まえ、**自ら供給する電気の非化石電源比率を2030年度に44%以上にする**ことを求めている。
※判断基準告示において定めており、未達の場合、指導・勧告・命令・罰則が科され得る。



(参考) 非化石価値取引市場について

- 小売電気事業者による高度化法の目標達成を促すため、非化石電源（再エネ等）に由来する電気の「非化石価値」を証書化し取引する非化石価値取引市場を創設。
- 市場創設により、非化石電源からの調達機会が限られていた新規参入者にとっても、非化石証書を購入することで目標達成が可能となる。
- 2018年5月よりFIT電源に由来する非化石証書の取引が実施されており、2020年度より、FIT以外の非化石電源（大型水力等）も含め、全非化石電源が非化石証書の対象とされる。非FIT非化石証書の市場での初回オークションは2020年11月頃を予定。

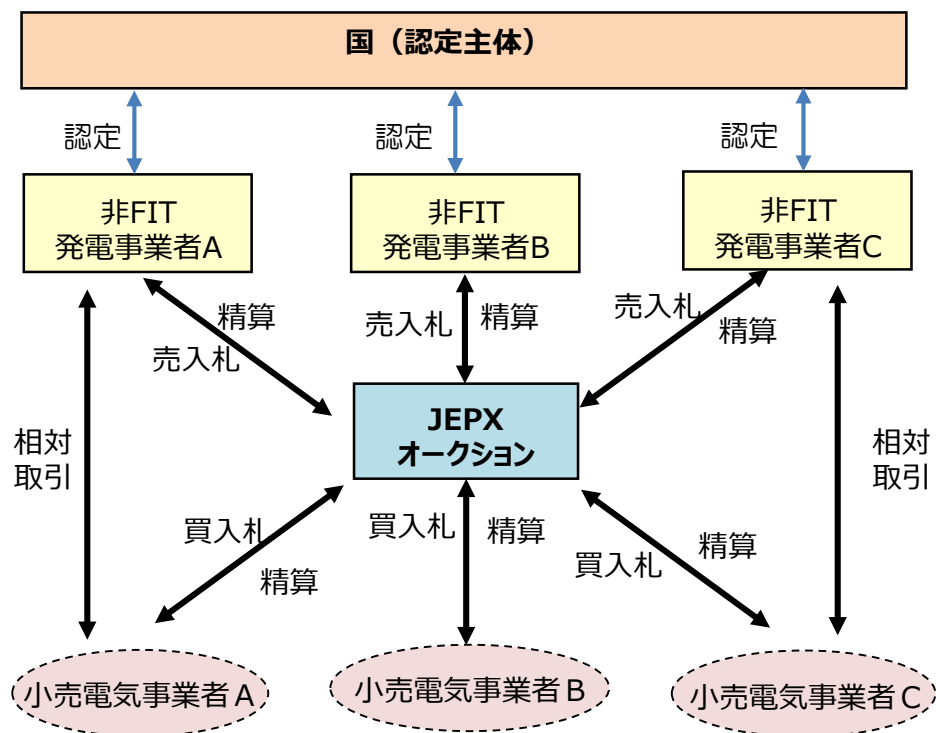
※また、非化石証書の導入は、再エネ等の非化石電源への投資等の促進や、環境負荷の低い電気の使用を希望する需要家の選択肢拡大（例：RE100）にも資する。



(参考) 非FIT電源に係る非化石証書の取引について

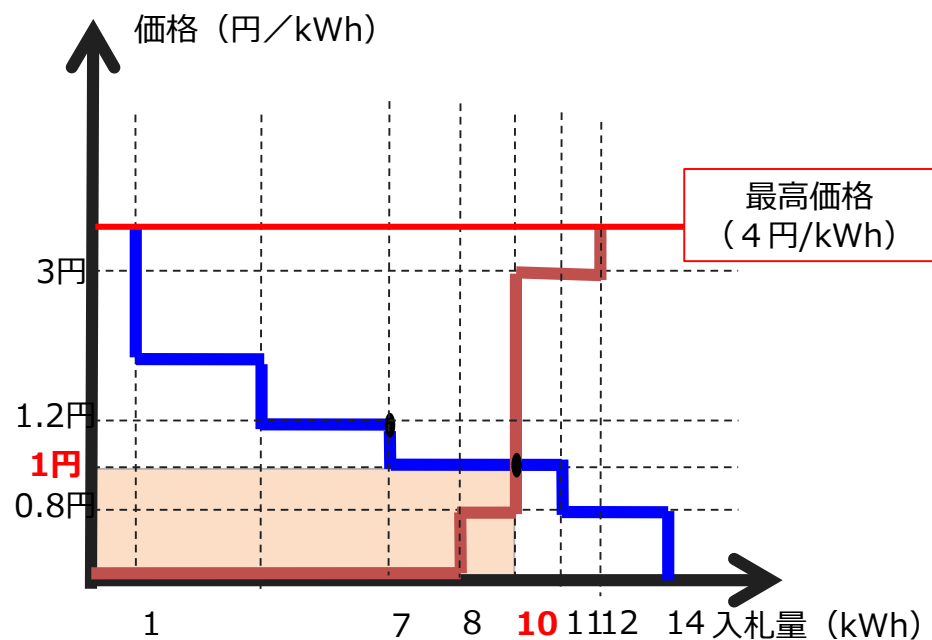
- 非FIT電源に係る非化石証書（非FIT非化石証書）は発電事業者が認定主体である国から電源及び電力量の認定を受け非FIT非化石証書を取得し、相対取引または日本卸電力取引所（JEPX）を通じて、小売電気事業者に売却する。
- オークションの形態については、シングルプライスオークション方式が採用される予定。

非FIT非化石証書の取引スキームイメージ



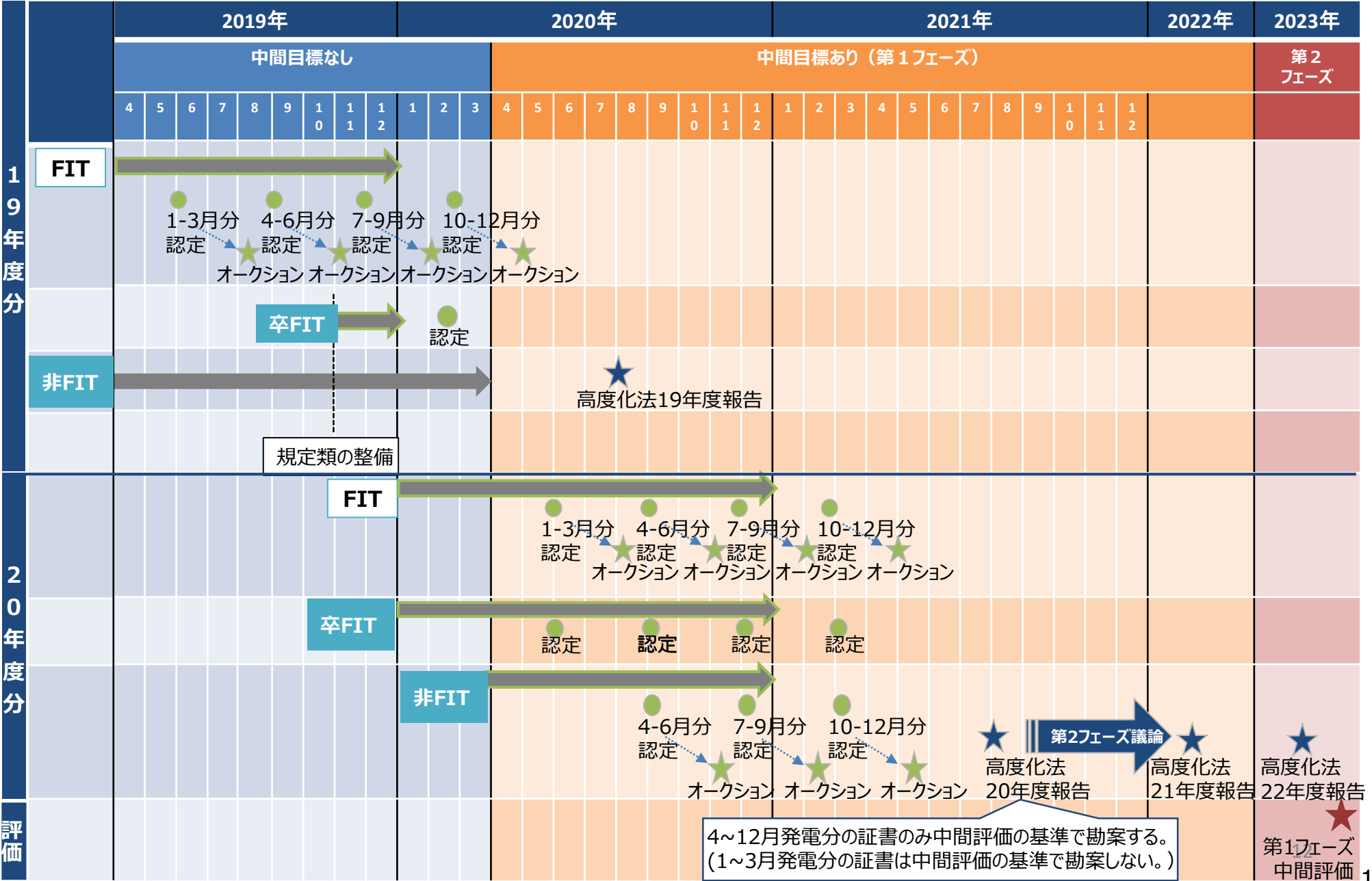
オークション方式

<シングルプライスオークション方式>



※相対取引については、当事者間によって価格が設定される。

(参考)非FIT非化石証書の取引に係るスケジュール



業務規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第1条～3条	(略)	(略)	
第4条	(市場の種類) 第1項(1)～(4) (略) <u>(5)非化石価値取引</u> 非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。)に由来する電気の非化石価値を顕在化し取引を可能にするための、当該非化石価値を有することを証する非化石証書<u>を対象として、本規定第6条第6項にいうマルチプライスオークション方式(ペイアズビット方式)またはシングルプライスオークション方式により一括して売買の合わせを行う取引。</u> (6)(略)	(市場の種類) 第1項(1)～(4) (略) (5)非化石価値取引 非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。)に由来する電気の非化石価値を顕在化し取引を可能にするための、当該非化石価値を有することを証する非化石証書であって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下、再エネ特措法という。)第55条1項に規定する費用負担調整機関(以下、調整機関という。)が発行するものを取引する場で、マルチプライスオークションの値付け方式により一括して売買の合わせを行う取引。 (6)(略)	(変更)
第5条	(略)	(略)	
第6条	(売買取引の方法) 第1～5 項(略) 6. 非化石価値取引は、締切後一括して売買の合わせを行うマルチプライスオークション方式(ペイアズビット方式) <u>またはシングルプライスオークション方式</u>, かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。 第7～8項(略)	(売買取引の方法) 第1～5 項(略) 6. 非化石価値取引は、締切後一括して売買の合わせを行うマルチプライスオークション方式(ペイアズビット方式), かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。 第7～8項(略)	(変更)

第7条～18条	(略)	(略)	
別添一覧	別添一覧 別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程 別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程 別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程 制定 平成28年2月18日 改定 平成28年3月17日 平成28年3月22日 平成29年3月28日 平成30年4月19日 平成31年4月10日 令和元年5月24日 <u>令和2年●月●日</u>	別添一覧 別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程 別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程 別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程 制定 平成28年2月18日 改定 平成28年3月17日 平成28年3月22日 平成29年3月28日 平成30年4月19日 平成31年4月10日 令和元年5月24日	(変更)

非化石価値取引新旧対照表

項目	新	旧	備考
第1条	(略)	(略)	
第2条	(取引対象) 非化石価値取引市場で取引する対象は、非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。)に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証する非化石証書とする。	(取引対象) 非化石価値取引市場で取引する対象は、非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。)に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証する非化石証書であって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下、再エネ特措法という。)第55条1項に規定する費用負担調整機関(以下「調整機関」という。)が発行するものをいう。	(変更)
第3～8条			
<u>第9条</u>	(取引の実施方法) 本取引所が仲介を行う本取引は、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第55条1項に規定する費用負担調整機関(以下「調整機関」という。)</u>と取引参加者間または取引参加者相互間に成立するものとする。また、取引の当事者となる取引会員に対して、相手方当事者は匿名とされ、取引の対象となる非化石証書の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該取引の当事者間の仲介を行う。	(取引の実施方法) 本取引所が仲介を行う本取引は、調整期間と取引参加者間に成立するものとする。対象となる非化石証書の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当事者間の仲介を行う。	(変更)

第10条	(商品) 非化石価値取引市場では、<u>次の各号に定める非化石証書を商品として取り扱う。</u> <u>(1)FIT 非化石証書(毎年1月から12月までの間に非化石電源(非化石エネルギー源を利用する電源をいう。以下同じ。))から発電された電気のうち、非化石電源としての価値を有する電気として調整機関が認定したものの量に係る非化石証書をいう。以下同じ。)</u> <u>(2)非 FIT 再エネ指定非化石証書(毎年1月から12月までの間に再生可能エネルギー源(高度化法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。以下同じ。))を利用する電源から発電された電気のうち、取引会員等が再生可能エネルギー由来であることを指定したものであって非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書をいう。以下同じ。)</u> <u>(3)非 FIT 再エネ指定なし非化石証書(毎年1月から12月までの間に再生可能エネルギー源を利用する電源から発電された電気のうち、取引会員等が再生可能エネルギー由来であることを指定しなかったものであって非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書および毎年1月から12月までの間に非化石電源(再生可能エネルギー源を利用する電源を除く。))から発電された電気のうち、非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書をいう。以下同じ。)</u> 2. 本取引所を通じて前項第2号または第3号の商品を売る行為は、地方税法第72条の2に規定される電気供給業に当たり、売り取引が成立した取引会員等(以下「売り手」という。)は同法に定める電気供給業を行う法人に課せられる事業税を支払わなければならない。	(商品) 非化石価値取引市場では、毎年1月から12月に発電されたFIT電気に相当する非化石証書を1商品として取り扱う。	(変更)
-------------	--	---	-------------

第11～13条	(略)	(略)	
<u>第14条</u>	(入札方法等) 取引参加者は、買いの入札のみを行うことができる。買入札は、前条に定める入札受付時間内に、非化石価値取引システムに希望する買値および量を指定して入力することにより行うものとする。但し、同一価格での複数入札は出来ない。 <u>2. 前項の入札のうち、売り入札の量は、自らが発電し非化石証書として経済産業省の認定を受けた量を上限とする。</u> <u>3.</u> 本取引所は、調整機関が認定した再生可能エネルギー電気の量(再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量をいう。(同法第29条第1項の規定により決定した交付金の額の算定の基礎となるものに限る。))を調整機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。 <u>4.</u> 取引参加者は、約定の前後を問わず、他の取引参加者の入札内容を見ることはできない。 <u>5.</u> 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引参加者に対し、取引を制限することがある。	(入札方法等) 取引参加者は、買いの入札のみを行うことができる。買入札は、前条に定める入札受付時間内に、非化石価値取引システムに希望する買値および量を指定して入力することにより行うものとする。但し、同一価格での複数入札は出来ない。 2. 本取引所は、調整機関が認定した再生可能エネルギー電気の量(再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気の量をいう。(同法第29条第1項の規定により決定した交付金の額の算定の基礎となるものに限る。))を調整機関より書面又は電子メールにて通知を受けた当該再生可能エネルギー電気の量の全量に相当する非化石証書を売り可能量として、非化石価値取引システムに入札する。 3. 取引参加者は、約定の前後を問わず、他の取引参加者の入札内容を見ることはできない。 4. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引参加者に対し、取引を制限することがある。	
<u>第15条</u>	(約定) <u>約定処理は次のとおりとする。</u> <u>(1)第10条第1号の商品についてはマルチプライスオークション方式(買入札量を入札価格別に積算し、買入札価格の高いものから売り入札量分を約定とし、約定価格はそれぞれの買入札価格とする方式)とする。</u>	(商品) 約定処理は、マルチプライスオークション方式(買入札量を入札価格別に積算し、買入札価格の高いものから売り入札量分を約定とし、約定価格はそれぞれの買入札価格とする方式)とする。買入札価格の高いものから約定として処理を行い、残りの売り入札量が、同一買入札価格での入札量の和を満たさない場合は、約定量を当該価格での入札量で按分することと	(変更)

	<u>(2) 第10条第2号および第3号の商品はシングルプライスオークション方式(売買入札量をそれぞれ入札価格別に積算し,「売り入札」の量-価格線(以下「供給曲線」という。)&「買い入札」の量-価格線(以下「需要曲線」という。))を作成し,それらの交点の価格を約定価格,量を約定量とする方式。)</u>とする。また、約定処理の結果、約定価格が一意に決定できない場合(供給曲線と需要曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とし、この場合における約定量は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。なお、同一価格の入札量の一部のみ約定となる場合は、約定量を当該価格での入札量で按分することとし、生じた端数はランダムに当該価格で入札したものの中から割り当てる。	し、生じた端数はランダムに当該価格で入札したものの中から割り当てる。 2. 前項で約定した買い入札の約定価格は、入札価格とする。	
<u>第16条</u>	<u>(約定の通知)</u> 本取引所は、取引の約定結果を、速やかに当該取引参加者に通知するものとする。 2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。 (1) 約定量 <u>(2) 約定価格</u> <u>(3) 約定合計金額</u> 3. 第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。	(約定の通知) 本取引所は、取引の約定結果を、速やかに当該取引参加者に通知するものとする。 2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。 (1) 約定量 (2) 約定合計金額 3. 第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。	(変更)
<u>第17条</u>	<u>(取引の決済)</u> 買い代金(買い約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。 2. 本取引所は、前項の規定にかかわらず必要があるときは、調整機関<u>または取引参加者</u>に代って取引に対する債権について、当該債権を行使することができる。	(取引の決済) 買い代金(買い約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。 2. 本取引所は、前項の規定にかかわらず必要があるときは、調整機関に代って取引に対する債権について、当該債権を行使することができる。	(変更)

第18条	(決済の時期) 取引の決済日は、第16条に規定する約定通知を行った日から起算して2金融機関営業日(銀行法に定める休日ではない日。以下同じ。)後に該当する日とする。 2. 本取引所は、<u>第10条第1号の商品については</u>売り代金(買い代金の合計額)を前項と同日に調整機関の指定する銀行口座に振り込むことにより決済する。)	(決済の時期) 取引の決済日は、第16条に規定する約定通知を行った日から起算して2金融機関営業日(銀行法に定める休日ではない日。以下同じ。)後に該当する日とする。 2. 本取引所は、売り代金(買い代金の合計額)を前項と同日に調整機関の指定する銀行口座に振り込むことにより決済する。)	
第19～21条	(略)	(略)	
<u>第22条</u>	(公開する情報) 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める取引に関する情報を公開する。 (1) 約定量 (2) <u>第10条第1号の商品については</u>約定最高価格、約定最安価格および約定量加重平均価格。<u>同条第2号および第3号の商品については約定価格</u> (3) 入札参加会員数および約定会員数	(公開する情報) 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める取引に関する情報を公開する。 (1) 約定量 (2) 約定最高価格、約定最安価格および約定量加重平均価格。 (3) 入札参加会員数および約定会員数	(変更)
第23～34条	(略)	(略)	
	制定 平成 30 年 4 月 19 日 改定 <u>令和 2 年●月●日</u>	制定 平成 30 年 4 月 19 日	(変更)